

来年度の障害者採用選考（Ⅲ類）における受験資格について

採用選考案内「2 受験資格 ①ア 自力により通勤が可能な人」については、「通勤に介助者が同行してもよいが、その費用などは被介助者の負担とする」趣旨です。しかしながら、この表現が誤解を招くおそれがあることから、来年度の選考案内で見直しを予定しています。

東京都人事委員会事務局